

**児童手当制度改正  
提出書類チェックシート【現受給者用】**

①大学生年代(平成 14 年 4 月 2 日～平成 18 年 4 月 1 日生まれ(※1))の児童がいますか。

※1…2002 年 4 月 2 日～2006 年 4 月 1 日生まれ

はい → 下記②へお進みください。

いいえ → 下記 B へお進みください。

② 上記①の児童を監護(※2)し、その生計費(※3)を負担していますか。

※2…監護とは、児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っていることをいいます。

※3…生計費とは、生活費(食費や家賃等)や学費等、児童の生活に必要な費用をいいます。

(例)同居であって子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親が負っている場合、  
別居であって親が学費や生活費の少なくとも一部を仕送りしている場合等

はい → 下記③へお進みください。

いいえ → 下記 B へお進みください。

③上記①の児童を含め、3人以上のお子さんがいますか。

はい → 下記 A へお進みください。

いいえ → 下記 B へお進みください。

**A 「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。**

制度改正に伴い、算定児童が「22歳に達した日以後最初の3月31日まで」に拡大されたため、大学生年代(平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童を監護し、生計費を負担している場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

**B 制度改正に伴う児童手当の手続きは不要です。**

制度改正に伴い、支給金額に変更がある場合は、令和6年12月頃に通知を送付させていただきます。支給額に変更がない場合は、通知の発送はありません。ご了承ください。

※高校生年代(平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ)の児童と別居されている場合、摂津市子ども政策課に児童の登録がない可能性がございます。  
登録がない場合、**別途申請が必要**になりますので、摂津市子ども政策課までお問い合わせください。